

●香川県告示第355号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成29年12月12日から同月26日まで東讃漁業協同組合において縦覧に供する。

平成29年12月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

東かがわ市小磯293番地6 田中 文雄

東かがわ市三本松779番地 木内 八郎

東かがわ市三本松157番地 中川 正一

2 加入区の名称

東讃加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

東讃漁業協同組合